

令和8年度手続きの流れ①

令和8年1月

期日・目安は、令和9年度からの税の軽減措置に向け手続きを進める場合の日付です。

A 事前のご準備

環境活動事業課【緑化担当】045-671-3447

① 建築物の敷地が500㎡以上か、建築確認時の書類をご確認ください。

② 契約希望の旨をご連絡ください（☎045-671-3447）

【連絡期日】 令和8年3月13日(金)まで

③ ②のお電話で、横浜市と事前相談日について調整してください。

令和8年4月30日(木)まで（平日午前中）に事前相談をして頂きます。

④ 相談日までに『建築物緑化保全契約についてのチェックシート』『緑の環境をつくり育てる条例第9条の緑化協議の手引き』及び『緑化協議に係る申出書前のチェックシート』をご確認ください。

事前相談（対象となるか等の確認）

⑤ 事前相談必要書類（別紙の表1）をご準備ください。

⑥ 予定日に、環境活動事業課【緑化担当】をお訪ねください。

⑦ 制度のご案内・事前相談書類の確認 ※契約対象となるか、当日のお答えはできません。

契約希望意思の確認

⑨ 【緑化担当】より、**契約対象可否**についてご連絡（⑦から約2週間程度）

⑩ 『建築物緑化保全契約についてのチェックシート』『基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置に関する相談シート』の御提出（⑦で提出されなかった方のみ）

【提出期日】 令和8年6月12日(金)まで

B 緑化協議申出・建築物緑化認定証取得

公園緑地管理課【公園緑化協議担当】045-671-3946

⑪ 緑化図面などの作成後、公園緑地管理課【公園緑化協議担当】に緑化協議申出書を提出

【緑化協議申出目安】 令和8年6月30日(火)

⑫ 審査後、修正内容について市から連絡→修正図面の提出→市より緑化協議結果通知書の交付
※審査可能な図面となっていない場合、『緑化協議結果通知書』は交付されません。

⑬ 緑化完了届出書の提出→市の現地確認→修正図面の提出

⑭ 建築物緑化認定証交付請求書の提出→**建築物緑化認定証のお受取**（緑化率の認定）

C 契約書の取交し

環境活動事業課【緑化担当】045-671-3447

⑮ **建築物緑化保全契約申出書のご提出** ※必要書類は（別紙の表2）

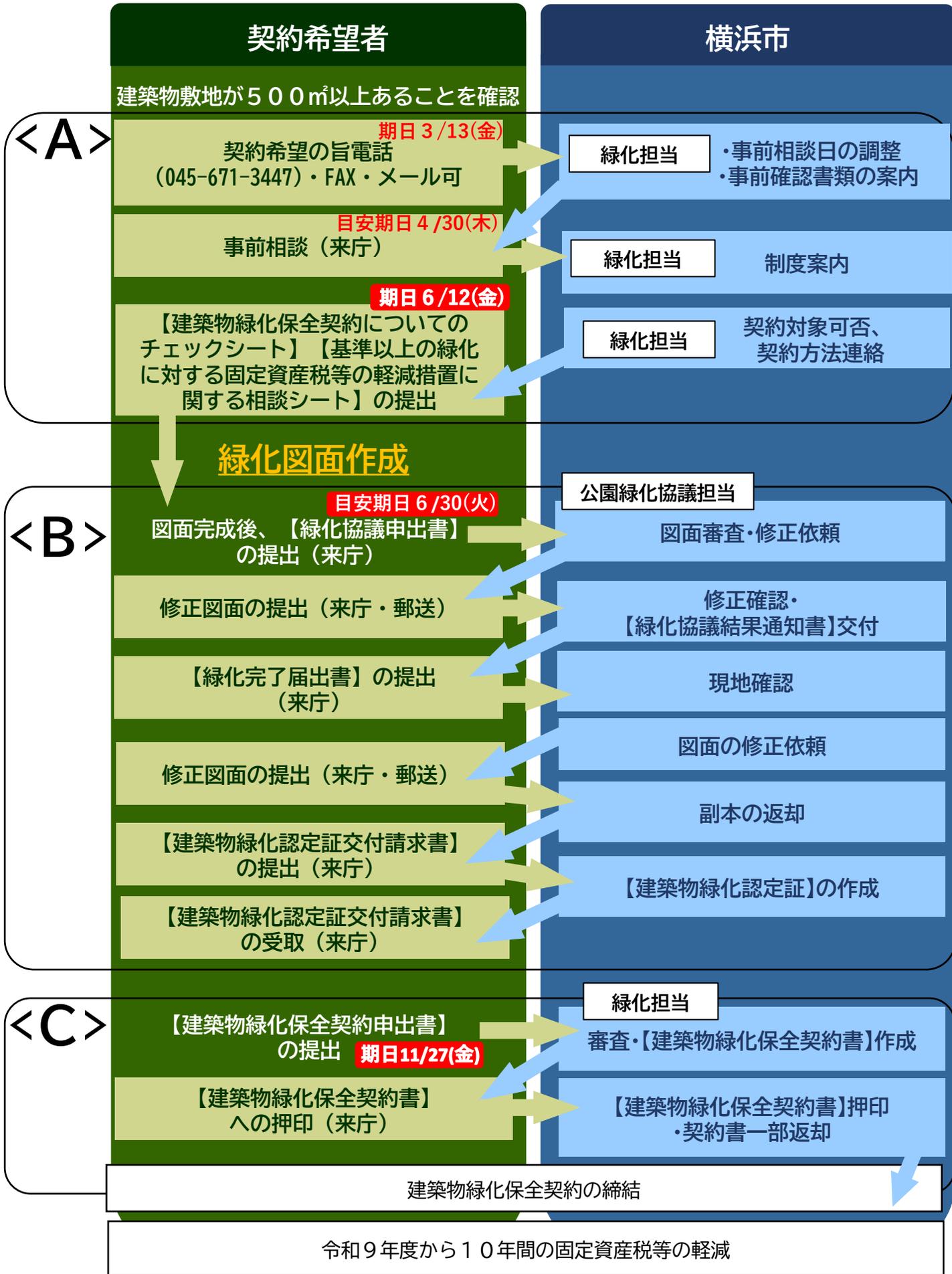
【提出期日】 令和8年11月27日(金)まで

⑯ 建築物緑化保全契約締結 ※手続きに3週間程度

⑰ 令和9年度から10年間の固定資産税、都市計画税の減額

令和8年度手続きの流れ②

期日・目安は、令和9年度からの税の軽減措置に向け手続きを進める場合の日付です。
担当の表記は、環境活動事業課【緑化担当】、公園緑地管理課【公園緑化協議担当】です。



必要書類一覧、よくある質問

表1 【事前相談】に必要な書類

事前相談ご予約日前までにご準備をお願いします。

- 1 最新の納税通知書・課税明細書のコピー
※**集合住宅（団地）…住民個人のもので可**（個人の課税明細書に団地全体の土地地番が記載されていない場合は、**団地全体の土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書**のコピーが必要。）
- 2 公図のコピー（**法務局または土地の所在する区税務課**で取得）
- 3 緑地の写真 ※広範囲が写るもの4～5箇所、1枚ずつ
- 4 **建築確認申請書一式（建物を建築した際の審査書類）**
※ご自宅や管理組合で保管されていない場合、事前相談前に、市庁舎2階のよこはま建築情報センターで【**建築計画概要書**】を取得してください。

表2 【建築物緑化保全契約申出】に必要な書類

建築物緑化保全契約申出日（期日：**令和8年11月27日(金)**）までにご準備をお願いします。

- 1 建築物緑化保全契約申出書
- 2 建築物緑化保全契約申出同意届出書（**契約申出者以外に土地所有者がいる場合**）
※土地所有者全員の同意書または申請者が権限を持っていることがわかる書類を添付
- 3 建築物緑化認定証のコピー
- 4 緑化完了届出書一式（副本返却時の最終版） ※**図面はカラーコピー**
- 5 最新の納税通知書・課税明細書のコピー
＜集合住宅（団地）＞住民個人のもので可。
※個人の課税明細書に団地全体の土地地番が記載されていない場合は、**団地全体の土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書**のコピーが必要。…区税務課で取得可
- 6 最新の公図のコピー（**法務局または土地の所在する区税務課**で取得）
- 7 建築物の敷地面積が確認できる書類のコピー
建築確認申請時の書類のうち、【**建築計画概要書**】又は【**建築確認申請台帳記載証明書**】のコピー（よこはま建築情報センターで取得可）
- 8 その他市長が必要と認めた書類

よくある質問

Q. 緑化認定証の取得にはどれくらいかかりますか？

A. 規模、作成者の作図等の技量、作業速度などにより異なるため、『●か月あれば終わる』という目安はありません。（事例として大規模では4～5か月程度）